

◎新潟県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市新宮字まきの木平甲2210番から 同市伊達字ふし池己1452番1まで	新	8.0～26.0メートル	382.3メートル
	旧	(A) 3.6～18.3メートル	408.0メートル
		(B) 8.0～26.0メートル	382.3メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。